



4月1日 あいあいバスダイヤ改正

4月1日から、あいあいバスのダイヤを一部改正します。あわせて、コミュニティ路線のバス停新設と経路の変更を行います。

■問い合わせ 鉄道新線・公共交通課 ☎内線 435

※ダイヤ改正後の時刻と新しいバス停をオレンジ色の字で表しています

※下記以外の路線については変更ありません

【小屋・須縄線】104便「小屋」行きを「桂」行きに変更

便名	小浜二中	市役所	小浜病院	小浜駅	湯岡	野代	若狭尾崎	須縄	新滝	奥田縄口	口田縄	中井口	上中井	桂
104	19:00	19:01	19:02	19:05	19:07	19:11	19:12	19:14	19:15	19:15	19:16	19:17	19:18	19:20

【矢代線】

便名	矢代	志積	犬熊	阿納	阿納尻	内外海小	甲ヶ崎	福谷	北塩屋	西津公民館	雲浜	市役所	小浜病院	小浜駅
405	12:15	12:18	12:20	12:21	12:23	12:24	12:26	12:27	12:28	12:29	12:30	12:33	12:34	12:40

便名	小浜駅	小浜病院	市役所	雲浜	西津公民館	北塩屋	福谷	甲ヶ崎	内外海小	阿納尻	阿納	犬熊	志積	矢代
404	11:50	11:51	11:52	11:55	11:56	11:57	11:58	11:59	12:01	12:02	12:04	12:05	12:07	12:15

【太良庄・国富線（火・金曜日運行）】「太良」バス停を新設

便名	太良庄公会堂	太良	高塚口	栗田	次吉公会堂	奈胡公会堂	羽賀公会堂	江古川	JA国富支店	竹原	小浜二中	市役所	小浜病院	小浜駅
605	8:25	8:28	8:33	8:34	8:37	8:42	8:44	8:45	8:46	8:48	8:51	8:51	8:52	9:00

便名	小浜駅	小浜病院	市役所	小浜二中	竹原	JA国富支店	江古川	羽賀公会堂	奈胡公会堂	次吉公会堂	栗田	高塚口	太良	太良庄公会堂
607	12:30	12:31	12:32	12:32	12:35	12:37	12:38	12:39	12:41	12:46	12:49	12:50	12:55	13:05

【鯉川・加斗線（月・水曜日運行）】「下加斗」「上加斗」バス停を新設

便名	鯉川	岡津	下加斗	上加斗	加斗小	法海	黒駒	荒木	西勢	つばき回廊	小浜駅	小浜病院	市役所	ジョブセンター
601	8:30	8:33	8:37	8:41	8:44	8:48	8:51	8:55	8:58	9:05	9:07	9:08	9:09	9:15

便名	ジョブセンター	市役所	小浜病院	小浜駅	つばき回廊	西勢	荒木	黒駒	法海	加斗小	上加斗	下加斗	岡津	鯉川
603	12:30	12:31	12:32	12:33	12:35	12:42	12:45	12:49	12:52	12:56	12:59	13:03	13:07	13:15

【健康管理センター線（月・水・金曜日運行）】「青井会館」バス停を新設

便名	小浜駅	つばき回廊	八幡神社	青井会館	ふれあいセンター	海岸通り	食文化館	清滝	広峰神社	ジョブセンター	健康センター	市役所	小浜病院	小浜駅
602	9:30	9:33	9:35	9:38	9:40	9:41	9:43	9:45	9:46	9:47	9:50	9:53	9:54	10:00

便名	小浜駅	小浜病院	市役所	健康管理センター	ジョブセンター	広峰神社	清滝	食文化館	海岸通り	ふれあいセンター	青井会館	八幡神社	つばき回廊	小浜駅
604	14:30	14:31	14:32	14:35	14:38	14:39	14:40	14:42	14:44	14:45	14:47	14:50	14:52	15:00

【宇久・西小川線（月・水曜日運行）】

便名	宇久	西小川	加尾	エンゼルライン	高屋	内外海小	甲ヶ崎	福谷	北塩屋	西津公民館	雲浜	市役所	小浜病院	小浜駅
403	8:40	8:50	8:52	8:54	8:56	8:57	8:59	9:00	9:01	9:02	9:03	9:06	9:07	9:13

【田鳥・上中線（月・水・金曜日運行）】若狭町との共同運行に伴う名称変更。若狭町内17カ所にバス停を新設

便名	須ノ浦	谷及	釣姫	田鳥漁協	上中病院	千葉医院	加茂	新保	大谷	本保	竹長	JA宮川支店	健康管理センター	小浜駅
—	8:45	8:46	8:48	8:51	9:20	9:22	9:32	9:35	9:37	9:39	9:41	9:43	9:58	10:03

便名	小浜駅	健康管理センター	JA宮川支店	竹長	本保	大谷	新保	加茂	千葉医院	上中病院	田鳥漁協	釣姫	谷及	須ノ浦
—	13:50	13:55	14:10	14:12	14:14	14:16	14:18	14:21	14:31	14:33	15:02	15:05	15:07	15:08

4月診療分からの高額療養費支払い手続き

患者 → ① 限度額認定証 交付申請 → **国保** → ② 限度額認定証 交付 → **患者**

患者 → ③ 「限度額認定証」を提示し 限度額まで支払う → **医療機関**

医療機関 → ④ 請求 → **国保** → ⑤ 限度額を超える分を支払う → **患者**

所得区分	3回目まで（※1）	4回目以降
一般	80,100円＋（医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%）	44,400円
上位所得者（※2）	150,000円＋（医療費が500,000円を超えた場合は超えた分の1%）	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

（※1）過去1年間に同一世帯で高額療養費に該当した回数
（※2）基礎控除後の総所得金額が600万円超

（例）入院時の医療費が40万円の場合（一般）

- 自己負担分…40万円×3割＝12万円
- 自己負担限度額…80,100円＋（40万円－267,000）×1%＝81,430円

【窓口負担】
自己負担分が限度額を超えているので、限度額の**81,430円**を支払っていただきます。

*

3月31日までは、いったん自己負担分の12万円を支払っていただき、後日申請により38,570円（12万円－81,430円）を高額療養費としてお返ししていました。

四月一日から、七十歳未満の国民健康保険被保険者が入院した場合、所定の手続きをしていただくと、医療機関から医療保険者（小浜市国民健康保険）に直接高額療養費の請求ができるようになります。このため、医療費について自己負担限度額を医療機関に支払えば、それ以上の窓口負担は不要になります。

■問い合わせ 健康長寿課 ☎内線 168

この制度を利用するには、医療機関に「限度額認定証」を提示していただく必要があります。七十歳未満で入院中、または入院予定の人は、健康長寿課で申請してください（保険証、印鑑が必要です）。ただし、国民健康保険税

を滞納している世帯には、限度額認定証は交付できません。分納などの納付相談をお受けし、従来どおり高額療養費の申請をしていただきます。

なお、七十歳以上の方については、すでに実施しています。

4月1日から 国保被保険者の「高額な医療費の窓口負担」が緩和されます

温水プールで健康づくり、体力づくりを！

市では、健康づくりや体力づくりのために温水プールの助成券を交付しています。

【対象】六十歳以上の市民

【助成額】一四〇円（利用料金二八〇円のうち半額助成）

【助成枚数】一カ月四枚

脳ドック受診に助成

脳ドックは、人間の脳の中の血管の状態を画像で見ると専門医が診断します。生活習慣病の早期発見や予防などに効果があります。

実施時期は調整中のため、確定次第お知らせします。

【実施】公立小浜病院

【対象】小浜市国民健康保険の被保険者

【定員】十五人程度

【助成額】二九、四〇〇円（受診費用四一、〇〇〇円のうち七割助成）

※問い合わせは健康長寿課へ

「生活習慣病検診」が始まります

生活習慣病とは、「がん」「心臓病」「糖尿病」「高脂血症」など生活習慣と深く関わる病気をいいます。これら生活習慣が基礎にある多くの病気は予防が可能です。検診で自分の体を点検し、生活習慣病の予防に努めましょう。

■申し込み、問い合わせ 健康管理センター ☎52・2222

生活習慣病検診の内容

- 【基本健診】…身体計測、血圧測定、尿検査、眼底検査、心電図、診察、血液検査
 - ▼三十九歳以下 二、〇〇〇円
 - ▼四十歳以上 一、三〇〇円
 - ▼肝炎ウイルス検査 七〇〇円
- 【肺がん検診】…胸部レントゲン検査
 - ▼三十九歳以下 三〇〇円
 - ▼四十歳以上 二〇〇円
 - ▼かく痰検査 五〇〇円
- 【胃がん検診】…胃部レントゲン検査
 - ▼一、〇〇〇円
- 【大腸がん検診】…便潜血検査
 - ▼五〇〇円
- 【子宮がん検診】…子宮頸部の細胞診
 - ▼七〇〇円（二十歳以上が対象）
- 【乳がん検診】…視診、触診、マンモグラフィ検査
 - ▼一、一〇〇円（四十歳以上が対象）
- 【前立腺がん検診】…PSA検診
 - ▼六〇〇円（五十歳以上が対象）
- 【骨検診】…超音波による骨密度測定
 - ▼一、〇〇〇円
- 【歯周病検診】…歯周病の状況を診断
 - ▼三〇〇円（本年度四十歳、五十歳になる人が対象。六月～八月の間に指定医療機関で受けられます）

※八月二十八日(火)は女性限定です。日程など詳しくは、全戸配布したチラシをご覧ください。

ご意見箱

●国富地区の洪水対策を考えてください。

▼一級河川北川の再整備については、河川法の改正に伴い、河川管理者である国土交通省が平成十九年度中に「河川整備基本方針」を策定することになっています。

市では、今後の具体的な改修計画となる「河川整備計画」の策定に向けた住民公聴会を開催していただくよう、国土交通省に強く要望していきたいと考えています。

北川の改修工事が実施されることで、江古川の冠水問題、さらに国富地区の洪水対策にも大きく寄与すると考えています。

(道路河川課)

●小浜西部地区の町並み保存について、年配の方だけでなく、若い人の意見を聞くことも必要だと思います。また、配布されるチラシにはよいことしか書いてない。

▼市では現在、小浜西部地区で町並みを生かしたまちづくりを推進しています。

同地区の町並み保存事業について

では、二十年ほど前から取り組み、これまでに説明会や懇談会、視察研修などさまざまな形で地元の方と協議を進めてきました。

説明会への出席者は年配の方が多かったため、女性や青年会など対象別説明会を、また、説明会に出席できなかった人に対しては戸別訪問を行うなど、多くの皆さんから意見をお聴きしています。

また、配布させていただいているチラシには、町並み保存に関する制度やそれに付随する事業について掲載しているほか、今後の課題についても明記しています。

町並み保存の主体はあくまで地区の皆さんであり、「町並みを生かすことは、まちづくりの有効な方法である」という認識を持っていただきたいと思います。

(世界遺産推進室)

ご意見箱は、市役所一階ロビーと市民サービスコーナー（つばき回廊業務棟一階）に設置してあります。ご意見お待ちしております。

中央公民館「自主サークル受講生」募集

中央公民館では、左記のとおり平成十九年度の「自主サークル受講生」を募集しています。

【受講期間】 5月～平成20年3月

【申込期限】 4月14日(土)

中央公民館 ☎53・1326

サークル名	開講曜日	時間	受講料	定員
ダンス教室	第1・3木曜	20時～	月額 1,000円	30人
太極拳教室	毎週金曜	19時30分～	年額 12,000円	30人
ヨガ教室	毎週金曜	10時30分～	月額 2,000円	20人
英会話サークル	毎週火曜	19時30分～	月額 2,000円	20人
油絵サークル	第2・4日曜	9時30分～	年額 3,000円	30人
書道教室	第2・4火曜	19時30分～	年額 12,000円	20人
水墨画教室	第2・4土曜	13時～	月額 1,000円	12人
吟舞教室	毎週木曜	19時30分～	月額 1,000円	15人
俳句教室	第1・3木曜	13時～	年額 9,000円	20人
大正琴教室	第2・4火曜	19時30分～	月額 1,500円	10人
川柳教室	第4水曜	13時～	月額 500円	10人
テッサン教室	第1・3土曜	13時30分～	月額 2,000円	15人
煎茶道(方円流)教室	第1・3水曜	13時30分～	月額 2,000円	5人
囲碁サークル	第1・3土曜	13時～	月額 300円	40人

※受講料のほかに、教材費・材料費が必要なサークルがあります
 ※車で来館される場合は、市営駐車場(有料)をご利用ください
 ※4月中は、各サークルの開講曜日に自由に見学できます

「法律相談」こんなときどうする？

【Q】いところから「30万円貸してほしい。半年後に必ず返す」と頼まれ、断り切れずに貸してあげました。口約束のままにしておいてもよいのでしょうか。

【A】法律的には、口約束であっても契約は一応有効です。しかし、紙に書いておかないとまったく証拠が残らないので、仮に約束を破られても文句が言えなくなってしまいます。

最近テレビで「訴えてやる！」という話がよく出てきますね。しかし、たとえ裁判になっても証拠がなければ勝つことはできません。裁判は「真実を明らかにする場」ではなく、「証拠の勝ち負けを決める場」だからです。そして、トラブルを防止するためには紙の証拠が必要です。単なる記憶や証言だけでは「言った、言わない」の水掛け論になってしまい、裁判所もいったい何が真実なのかわからなくなってしまうからです。

身内同士の場合は、つい借用書の作成を忘れがちです。簡単なメモ書きでよいので、必ず約束の内容を紙に残しておいてください。

■問い合わせ 同法律事務所 ☎53・2018



小浜ひまわり基金法律事務所弁護士 大伴 孝一さん

小浜城とゆかりの人物 ⑥酒井忠勝(四)



小浜城景観図

寛永11(1634)年8月に小浜城に入った忠勝は、江戸への下向をまじかに控えた同年11月、その後の藩政の基本方針ともなるいくつかの条目を定めました。国

元での政務の責任者である年寄衆(老役)には15か条の条目、小浜や敦賀の町奉行にはそれぞれ12か条、15か条の条目、京都屋敷の留守居には11か条の条目を出し、国内へは年寄衆などの連名で9か条の条目を定めました。年寄衆への条目の主なものは次のとおりです。

- 第1条 國中、家中へ法度・仕置の申し付け
- 第2条 城中各所の日々の見廻り
- 第4条 家臣の普請役の期間と負担
- 第5・6条 政務・訴訟の寄合の開催 ほか
- 第7条 他国からの用件への迅速な対処
- 第8条 鉄砲の玉薬調合の日時
- 第10条 勘定の厳正な執行
- 第12～14条 幕府役人に対しての月々の贈答

これらの条文から、忠勝は謹厳実直な性格であると同時に礼儀を重んじたことがわかります。

■問い合わせ 世界遺産推進室 ☎内線441